

白井市障害者計画 2016-2025 中間見直し素案 新旧対照表【第 5 回会議用】

第 4 回（令和 2 年度第 3 回）白井市障害者計画等策定委員会で頂いたご意見等に基づき下表のとおり素案を修正しましたので報告及び提案いたします。

意見要旨 1 精神障害者保健福祉手帳所持者数について

年齢階級が均等でないのに、20～64 歳が 8 割以上と言っても意味がない。[第 4 回会議でご承認済みの修正の報告]

対象箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方																																																																										
第 2 章 障がいのある人の現状等	1 障がいのある人等の状況	<p>(1) 手帳所持者の状況（素案 p. 12）</p> <p>●精神障害者保健福祉手帳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="8">精神障害者保健福祉手帳所持者</th> </tr> <tr> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>総数</th> <th>20歳未満</th> <th>20歳以上 65歳未満</th> <th>65歳以上</th> <th>総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>38</td> <td>156</td> <td>57</td> <td>251</td> <td>4</td> <td>221</td> <td>26</td> <td>251</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>51</td> <td>258</td> <td>113</td> <td>422</td> <td>21</td> <td>356</td> <td>45</td> <td>422</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：白井市障害福祉課（各年度末現在）</p> <p>平成 31 年度末における精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は 422 人で、26 年度末と比べて 171 人、約 1.7 倍増加しています。等級別の内訳では、2 級が 258 人（約 61%）を占めています。年代としては 20 歳以上 65 歳未満が多く、8 割以上を占めています。</p>		精神障害者保健福祉手帳所持者								1 級	2 級	3 級	総数	20歳未満	20歳以上 65歳未満	65歳以上	総数	H26	38	156	57	251	4	221	26	251	H31	51	258	113	422	21	356	45	422	<p>●精神障害者保健福祉手帳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="9">精神障害者保健福祉手帳所持者</th> </tr> <tr> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>総数</th> <th>20歳未満</th> <th>20歳以上 40歳未満</th> <th>40歳以上 65歳未満</th> <th>65歳以上</th> <th>総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>38</td> <td>156</td> <td>57</td> <td>251</td> <td>4</td> <td>94</td> <td>127</td> <td>26</td> <td>251</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>51</td> <td>258</td> <td>113</td> <td>422</td> <td>21</td> <td>133</td> <td>223</td> <td>45</td> <td>422</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：白井市障害福祉課（各年度末現在）</p> <p>平成 31 年度末における精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は 422 人で、26 年度末と比べて 171 人、約 1.7 倍増加しています。等級別の内訳では、2 級が 258 人（約 61%）を占めています。年代としては 40 歳以上 65 歳未満が多く、5 割以上を占めています。</p>		精神障害者保健福祉手帳所持者									1 級	2 級	3 級	総数	20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上	総数	H26	38	156	57	251	4	94	127	26	251	H31	51	258	113	422	21	133	223	45	422	20 歳以上 64 歳未満を 2 階級に分割し、年齢幅を概ね均等にしました。
		精神障害者保健福祉手帳所持者																																																																												
1 級		2 級	3 級	総数	20歳未満	20歳以上 65歳未満	65歳以上	総数																																																																						
H26	38	156	57	251	4	221	26	251																																																																						
H31	51	258	113	422	21	356	45	422																																																																						
	精神障害者保健福祉手帳所持者																																																																													
	1 級	2 級	3 級	総数	20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上	総数																																																																					
H26	38	156	57	251	4	94	127	26	251																																																																					
H31	51	258	113	422	21	133	223	45	422																																																																					

意見要旨 2 法定雇用率について

- ① 令和3年度からは、法定雇用率だけでなく、対象となる民間企業の従業員数も変更になる。また、国・地方公共団体は2.6%になるが、教委は2.5%である。[第4回会議でご承認済みの修正の報告]
- ② 引上げの時期は、令和3年4月1日ではなく3月1日である。[①と併せて事務局にて行った追加修正]

対象箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方																																							
<p>第4章 具体的な取り組みの内容(基本計画)</p> <p>1 社会参加の支援・促進</p> <p>(素案 p. 50)</p> <p>(2) 就労の支援・促進</p>	<p>(表)</p> <p>障害者法定雇用率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>民間企業</th> <th>国および地方公共団体等</th> <th>都道府県等の教育委員会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25年4月～</td> <td>2.0%</td> <td>2.3%</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>H30年4月～</td> <td>2.2%</td> <td>2.5%</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(H31年度白井市実績 2.57%)</td> <td>(H31年度白井市教委実績 3.66%)</td> </tr> <tr> <td>R3年4月～</td> <td>2.3%</td> <td>2.6%</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table>	時期	民間企業	国および地方公共団体等	都道府県等の教育委員会	H25年4月～	2.0%	2.3%	2.2%	H30年4月～	2.2%	2.5%	2.4%			(H31年度白井市実績 2.57%)	(H31年度白井市教委実績 3.66%)	R3年4月～	2.3%	2.6%	2.5%	<p>障害者法定雇用率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>民間企業</th> <th>国および地方公共団体等</th> <th>都道府県等の教育委員会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25年4月～</td> <td>2.0%</td> <td>2.3%</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>H30年4月～</td> <td>2.2%</td> <td>2.5%</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(H31年度白井市実績 2.57%)</td> <td>(H31年度白井市教委実績 3.66%)</td> </tr> <tr> <td>R3年3月～</td> <td>2.3%</td> <td>2.6%</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table>	時期	民間企業	国および地方公共団体等	都道府県等の教育委員会	H25年4月～	2.0%	2.3%	2.2%	H30年4月～	2.2%	2.5%	2.4%			(H31年度白井市実績 2.57%)	(H31年度白井市教委実績 3.66%)	R3年3月～	2.3%	2.6%	2.5%	<p>法定雇用率の引上げ時期の修正。</p>
		時期	民間企業	国および地方公共団体等	都道府県等の教育委員会																																						
H25年4月～	2.0%	2.3%	2.2%																																								
H30年4月～	2.2%	2.5%	2.4%																																								
		(H31年度白井市実績 2.57%)	(H31年度白井市教委実績 3.66%)																																								
R3年4月～	2.3%	2.6%	2.5%																																								
時期	民間企業	国および地方公共団体等	都道府県等の教育委員会																																								
H25年4月～	2.0%	2.3%	2.2%																																								
H30年4月～	2.2%	2.5%	2.4%																																								
		(H31年度白井市実績 2.57%)	(H31年度白井市教委実績 3.66%)																																								
R3年3月～	2.3%	2.6%	2.5%																																								
<p>第6章 付属資料</p> <p>資料1 用語の説明</p> <p>【は／ハ行】(素案 p. 73)</p>	<p>◆法定雇用率</p> <p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて民間企業・地方公共団体等に対して定められた、障害のある人の雇用割合のこと。令和3年4月からは、一般の民間企業(常用労働者数50人以上の企業)は2.3%、国・地方公共団体は2.6%に相当する数以上の障がいのある人を雇用することが義務づけられている。</p>	<p>◆法定雇用率</p> <p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて民間企業・地方公共団体等に対して定められた、障害のある人の雇用割合のこと。令和3年3月からは、一般の民間企業(常用労働者数43.5人以上の企業)は2.3%、国・地方公共団体は2.6%、<u>都道府県等の教育委員会は2.5%</u>に相当する数以上の障がいのある人を雇用することが義務づけられている。</p>	<p>法定雇用率の引上げ時期の修正及び教委分の追記。</p>																																								

(その他の修正)

- ・市所管課から素案修正の申出があったことから、新たに本委員会に付議するもの

対象箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方	
第4章 具体的な取り組みの内容(基本計画)	3 快適で人にやさしいまちづくりの推進	(2) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進(素案p.61)	<p>《主な取り組み》</p> <p>①外出環境の整備(福祉のまちづくり)</p> <p>(通番75)</p> <p>●施策・事業名 交通安全施設等の整備</p> <p>[重点取組非該当]</p> <p>●内容 障がいのある人や高齢者が道路を安全に通行できるよう、歩道の新設、視覚障がい者誘導ブロックの敷設、歩道の段差や勾配の改良、音響式信号機等の整備を、関係機関と協力しながら計画的に推進します。</p> <p>●所管課等 道路課</p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>(通番75)</p> <p>●施策・事業名 交通安全施設等の整備</p> <p>[重点取組非該当]</p> <p>●内容 障がいのある人や高齢者が道路を安全に通行できるよう、歩道の新設、視覚障がい者誘導ブロックの敷設、歩道の段差や勾配の改良、音響式信号機設置の要望等を、関係機関と協力しながら計画的に推進します。</p> <p>●所管課等 道路課</p> <p>●実施区分 修正</p>	列記している取組内容のうち、音響式信号機の整備に限っては、市に権限がないことが明らかになったため、「整備」から「設置の要望」に用語を置換。